

原子力発電所等警備連絡会議の設置について

（令和４年12月21日
関係省庁等申合せ）

原子力発電所その他の重要な原子力施設の警備に関し、警備当局、自衛隊、規制当局及び施設管理者の協力関係を緊密なものとし、それにより、脅威の態様に応じた的確で切れ目のない対応を行うことができるようにするため、関係省庁及び関係事業者は次のとおり申し合わせる。

（道県連絡会議）

- 1 別紙第１に掲げる原子力施設（以下「対象施設」という。）が所在する道県ごとに、必要な警備対策及び連携取組の推進方策について協議するため、道県原子力発電所等警備連絡会議（以下「道県連絡会議」という。）を設置する。
- 2 道県連絡会議の構成員は、別紙第２のとおりとする。ただし、各構成員は、必要に応じ、他の構成員の同意を得て、それ以外の者を道県連絡会議に参加させることができる。
- 3 道県連絡会議の各構成員は、必要に応じ、特定の事項に関して、関係する構成員等による協議の場を設けることができる。
- 4 道県連絡会議の庶務は、各構成員の協力を得て、道県警察本部において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、道県連絡会議の運営に関する事項は、各構成員の合意により定める。

（中央連絡会議）

- 6 各道県連絡会議の活動の斉一を図るとともに、全国的な視点に立つて行わなければならない警備対策及び連携取組の推進方策を協議するため、中央原子力発電所等警備連絡会議（以下「中央連絡会議」という。）を設置する。
- 7 中央連絡会議の構成員は、別紙第３のとおりとする。
- 8 第２項（ただし書に限る。）から第５項までの規定は、中央連絡会議の運営について準用する。この場合において、第４項中「道県警察本部」とあるのは、「警察庁」と読み替えるものとする。
- 9 道県連絡会議は、中央連絡会議に対し、その活動状況を報告するものとする。

別紙第1（第1項関係）

対象原子力施設

北海道

北海道電力株式会社 泊発電所

青森県

東北電力株式会社 東通原子力発電所

日本原燃株式会社 再処理事業所

宮城県

東北電力株式会社 女川原子力発電所

福島県

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所

茨城県

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

新潟県

東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

静岡県

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

石川県

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

福井県

関西電力株式会社 美浜発電所

関西電力株式会社 高浜発電所

関西電力株式会社 大飯発電所

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん

島根県

中国電力株式会社 島根原子力発電所

愛媛県

四国電力株式会社 伊方発電所

佐賀県

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

鹿児島県

九州電力株式会社 川内原子力発電所

別紙第 2（第 2 項関係）

道県連絡会議の構成

対象施設の所在地を管轄する道県警察本部長

対象施設の所在地を管轄する海上保安部の長

対象施設を管轄する原子力規制事務所の長

対象施設の所在地を管轄する陸上自衛隊方面総監部幕僚副長

対象施設の長

別紙第3（第7項関係）

中央連絡会議の構成

内閣官房危機管理審議官

警察庁警備局長

文部科学省研究開発局長

資源エネルギー庁次長

海上保安庁海上保安監

原子力規制庁次長

防衛省統合幕僚監部総括官

次に掲げる事業者の核燃料物質の防護を担当する役員等

北海道電力株式会社

東北電力株式会社

東京電力ホールディングス株式会社

中部電力株式会社

北陸電力株式会社

関西電力株式会社

中国電力株式会社

四国電力株式会社

九州電力株式会社

日本原子力発電株式会社

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

日本原燃株式会社

電気事業連合会